

第4章 地域福祉の推進に向けて

1 計画の推進方法(推進体制・評価方法)

(1) 推進体制・評価方法

本計画は、福祉のまちづくり(地域福祉の推進)を実現するため「基本理念」と「大切にしたい視点」、「取り組みの柱」で構成しています。(第3章)

本計画に基づいて策定される「地域福祉活動計画(区社協策定)」や具体的な取り組みを協働して進めるための行動計画である「小地域福祉活動計画」(各地域策定)の策定や振り返りのほか、区・地域の実情に応じた地域活動を推進・支援します。

各々の事業や取り組みについては、主に北区役所が主体となり、北区社会福祉協議会(以下「区社協」)、や区民及び地域団体、地域包括支援センター(北、大淀)、障がい者基幹相談支援センター、医療機関、企業・事業所、各種団体などの関係機関が、各々の役割を果たしながらお互いに協力・協働して実現していくものです。

それぞれの取り組みの成果、課題などについては、本計画による取り組みを着実に推進し、めざすビジョンに近づけるため、関係機関で構成する「北区地域福祉推進会議」「北区地域支援連絡会議」において共有化し、計画・事業の進捗状況や課題などを把握するとともに、「北区地域福祉推進会議」において、PDCAサイクルマネジメントにより、事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直しながら、北区の地域福祉にふさわしい取り組みを推進していきます。

(2) 「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づく取り組みの推進

北区役所と北区社会福祉協議会は2014(平成26)年4月に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結しています。地域福祉における将来的な展望を共有し、それぞれの役割を果たし、地域福祉の推進を図っていきます。そのために、区役所は、区社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」をとともに進め、小地域における地域福祉活動を支援するとともに、区民をはじめ、区社会福祉協議会や関係機関、区内の企業・事業所との連携のもと、取り組みを進めていきます。



2 「北区将来ビジョン2025～2034」における位置づけ

北区将来ビジョンとは、区長が区シティ・マネージャーとして所管する事務も含め、地域としての区のめざすべき将来像、その実現に向けた施策の方向性などを区民の方々に明らかにするものです。

北区においては、これまで進めてきた施策の現状、課題を踏まえ、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間を新たな計画期間として、「北区将来ビジョン2025～2034」を策定します。この将来ビジョンにおいては、北区がめざすべき将来像として「人が集い、ともに支えあい、絆をはぐくむまち」を掲げ、この将来像を具現化したまちの姿として、「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」と定めています。

そして、この将来ビジョンにおける「だれもが幸せに暮らせるまち」の取り組み施策として、「北区地域福祉計画の推進」が位置づけられ、「区民一人ひとりが、ともにつながり支えあうことで、個人として尊重され、ありのまま、安全・安心に生きがいを持って暮らせる地域社会が構築されている状態」をめざすべき将来像と定め、「北区地域福祉計画」の取り組みの柱に基づき、「地域がそれぞれの実情に応じて主体的に取り組むことを支援し、住民主体の地域づくりや一人ひとりに寄り添う相談・支援の充実などを図り、地域福祉を推進する。」こととしています。

3 第3期北区地域福祉計画の推進とSDGs (国連持続可能な開発目標)

第3期「北区地域福祉計画」がめざす「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな相談・支援の充実”」「『ふくしのまなび』から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」は、国際連合が2015(平成27)年に採択した世界共通の目標であるSDGs※が掲げる、全ての人の人権が尊重され、尊厳と平等の下に、健康な環境で潜在能力を発揮できる「だれ一人取り残されない社会」の実現をめざし、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」とする方向性とも重なります。

本計画の推進を通して、全ての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進める「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざします。

SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。
特徴は、以下の5つ。

※SDGs:持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



普遍性	包摂性	参画性	統合性	透明性
先進国を含め、 全ての国が行動	人間の安全保障の 理念を反映し 「誰一人取り残さない」	全ての ステークホルダー が役割を	社会・経済・環境に 統合的に取り組む	定期的に フォローアップ

資料：「持続可能な開発目標」(SDGs)について 外務省ホームページより

4 区民に寄り添う区役所をめざして

令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケートでは、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられていました。

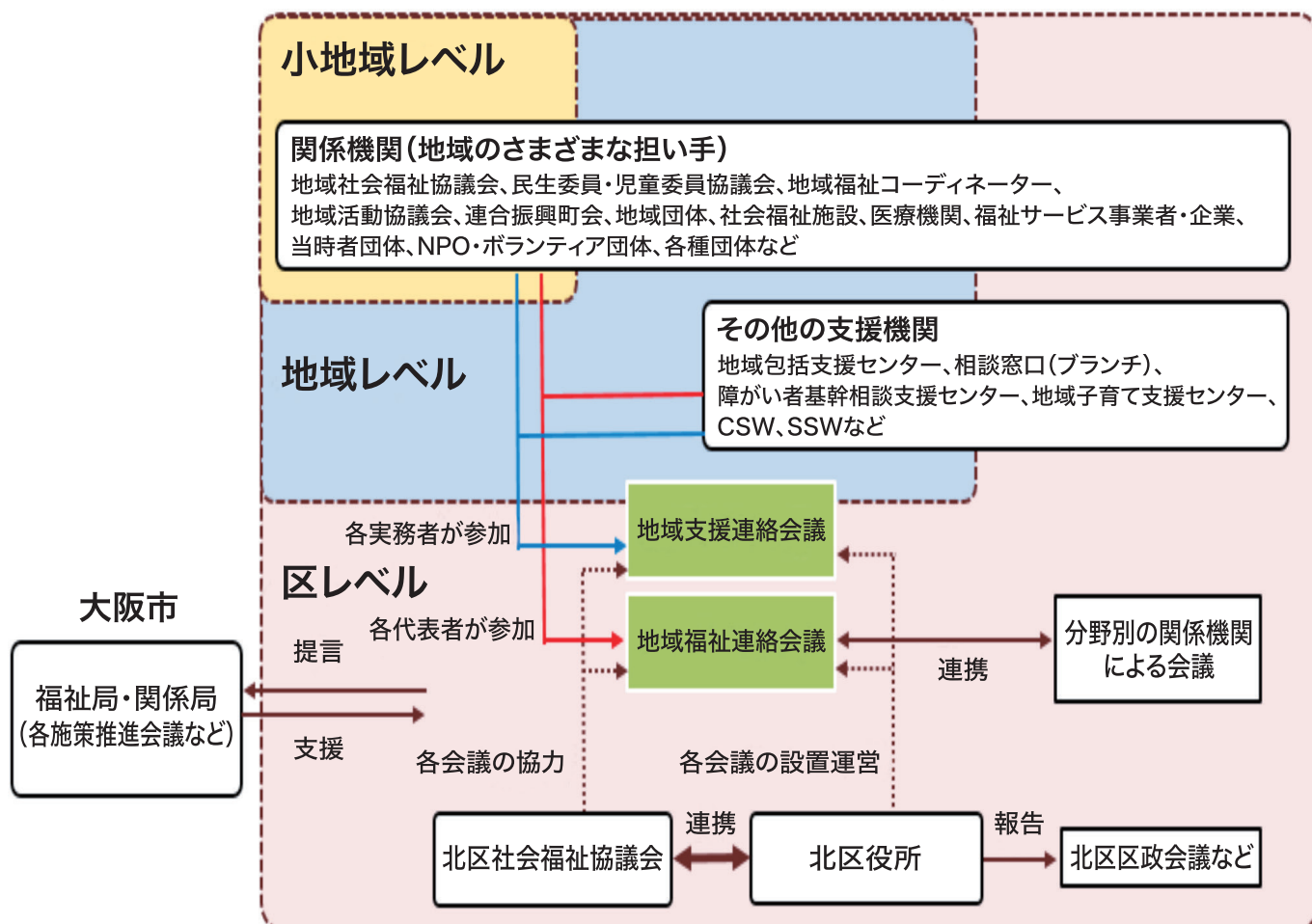
本アンケート結果や、北区地域福祉推進会議、北区地域支援連絡会議におけるご意見や第2期計画の検証なども踏まえ、本計画の基本理念を「全ての人がつながり支えあって活きるまち北区」としました。（「第3章 大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱」参照）

「一人ひとりがあるのままと暮らし、まなび、集う地域づくり」を進めるため、複合的課題を抱える人や世帯に対して、多様な相談支援機関と連携して課題解決する体制づくりを進めるとともに、必要な情報が必要な区民に適切に届くよう、多様な媒体を活用した情報発信の充実に努めていきます。

また、区役所各窓口において、区民の皆様からの問い合わせに対し適切な情報提供を行うことができるよう各課が連携して環境整備を進めるなど、区役所の職員一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識を高く持って、地域福祉を推進する主人公である区民のみなさんとともに取り組みを進めてまいります。

取り組みの実践を目的に、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれに必要な専門人材の配置を進め、セーフティネットとなる「見守り・支えあいの仕組み」を引き続き進めます。

レベル	重点的な役割	体制
区レベル (北区全域)	・地域福祉計画の推進 ・地域課題・生活課題を集約し、共有する機能の強化 ・企業や事業所との連携促進と連携のための環境整備 ・地域福祉の担い手の発掘・養成 ・地域共生社会に向けた包括的支援を進める取り組み（重層的支援体制整備事業の視点を含む） ・既存制度やサービスの適用が困難な場合などに対応するサービスの推進	・「北区地域福祉推進会議」の設置・運営 ・「北区地域支援連絡会議」の設置・運営
地域レベル (概ね中学校区の範囲)	・解決が困難な事例、個別支援機能の強化 ・民生委員・児童委員や関係機関との連携 ・地域福祉コーディネーターの支援・研修の実施	・CSWの配置
小地域レベル (概ね中学校区の範囲)	・地域における要援護者の把握と日ごろからの見守り活動 ・関係機関への取り次ぎ ・生活支援サービスのマッチング ・福祉ニーズの把握、掘り起こし ・人材発掘	・地域福祉コーディネーターの配置



北区がめざす包括的な支援体制イメージ

取り組みの柱④ 多機関連携・協働

複合的な課題などを抱えた世帯を的確に支援するため、分野を超えた連携体制の構築

取り組み柱②の1 包括的相談支援

属性にかかわらず受け止める相談支援

地域課題について話しあう場

区に設置されている既存の会議などを活用し、個別事例から見てきた地域課題について連携し、地域資源の開発に活かす

総合的な支援調整の場(つながる場)

区保健福祉センター職員・区社協・主たる相談支援機関・地域関係者・医療関係者・教育関係者など関連する相談支援事業者などにて個別の支援方針を調整する

【高齢】

地域包括支援センター

【障がい】

障がい者基幹相談支援センターなど

【子ども】

子育て支援室など

【生活困窮】

生活困窮者自立相談支援機関

その他の
相談支援機関

各福祉分野や多機関連携・協働による支援

取り組み柱②の2 アウトリーチなどを通じた継続的支援

自ら支援を求められない、あるいは否定的な人への支援

地域における
見守りネットワーク強化事業

- ・見守り相談室(CSW)
- ・地域福祉コーディネーター
- ・民生委員
- ・児童委員
- ・ボランティア
- ・地域住民
- ・ライフライン事業者(電気・ガス・水道)

全ての人がつながり、
支えあって生きるまち
北区

取り組み柱③ 参加支援

既存の各制度での支援では対応できない個性の高い社会参加の支援

地域における
見守りネットワーク強化事業
(個別ケースを地域資源につなぐ)

子育てプラザ

各サロン

参加・交流の場

就労

地域活動

子ども食堂

ボランティア市民活動センター

地域活動支援センター

地域福祉活動支援事業(区社会福祉協議会)
(ケースから地域資源の開発を行う)

取り組み柱① 地域づくり支援

地域における居場所やつながりづくりに向けた支援

見守り相談室

見守り相談室
コミュニティソーシャルワーカー

区社会福祉協議会

生活支援
コーディネーター

地域福祉
コーディネーター

区役所・区保健福祉センター

福祉課・健康課・
地域課・政策推進課

- ・地域における見守りネットワーク強化事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域福祉活動支援事業(区社会福祉協議会)
- ・生活困窮者自立相談支援事業

- ・地域活動支援センター
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・地域介護予防活動支援事業

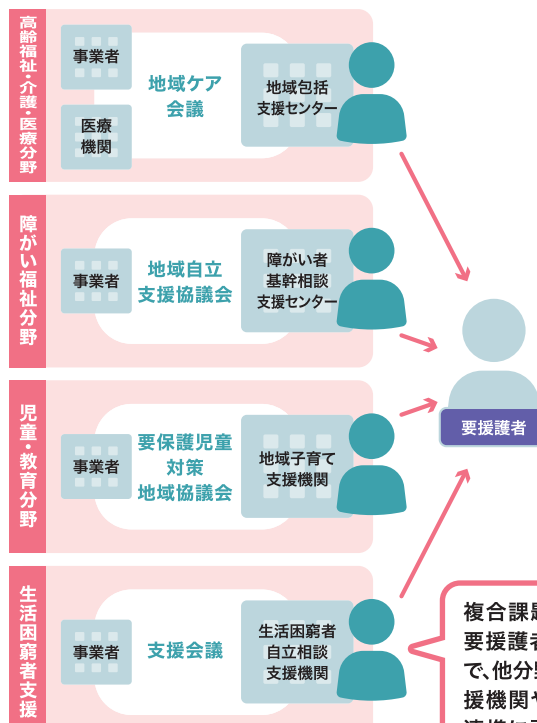


相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

各福祉分野による支援

複合的な課題を抱えた世帯への
支援体制の充実

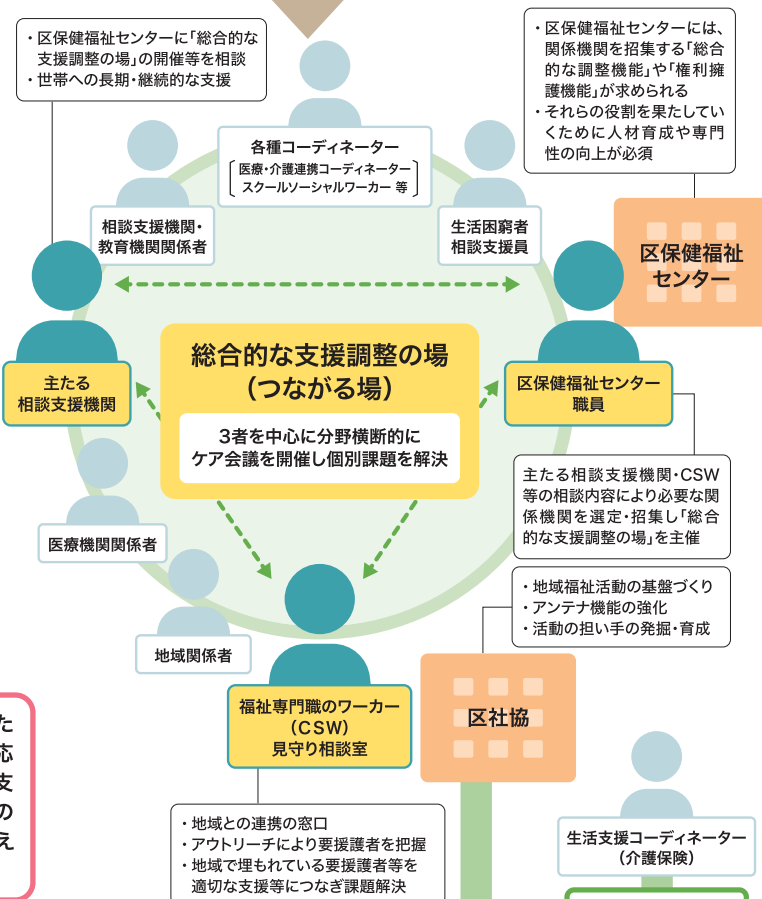
専門的な相談支援機関による支援



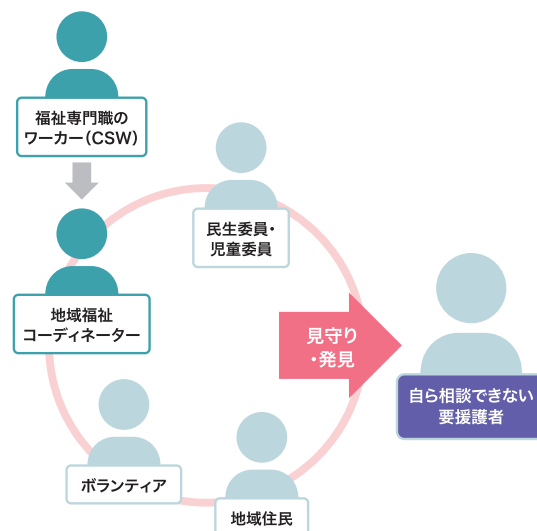
複合課題を抱えた
要援護者への対応
で、他分野の相談支
援機関や地域との
連携に課題を抱え
るケースがある

複合的な課題を抱えた世帯への支援

既存のしくみでは解決できない支援困難事例に対し、分野横断的に各関係機関が集う「総合的な支援調整の場」を開催

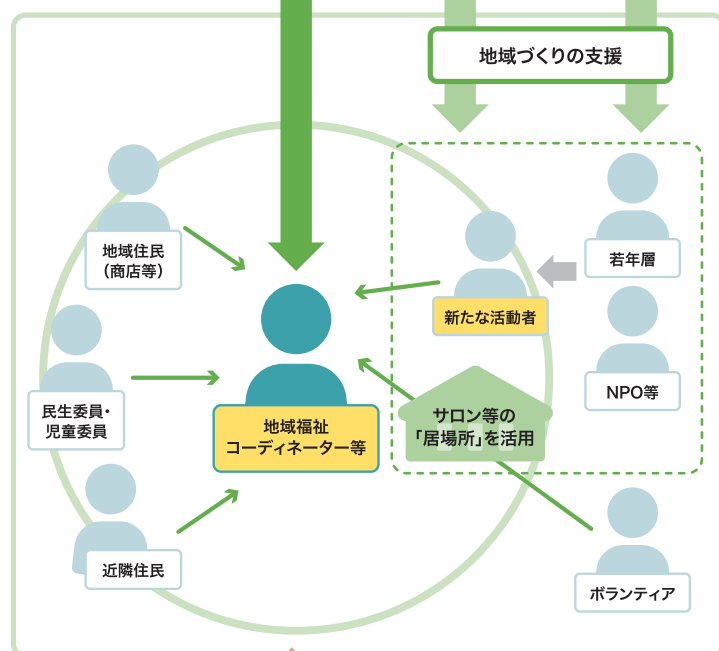


地域における見守り活動



地域における
見守りネットワークの強化

支援につながらず地域で埋もれている要援護者等をCSWを中心として相談支援機関につなげる機能の強化



パブリック・コメントの実施

(1) 意見募集の実施概要

- 意見募集期間

2024(令和6)年12月20日(金)～2025(令和7)年1月20日(月)

- 意見の提出方法

「ご意見記入用紙」にご意見を記入の上、北区役所3階福祉課への持参、送付、ファックスまたは電子メール

- 計画(案)の公表方法

公表資料の閲覧・配架

北区役所1階区民交流プラザ及び3階福祉課(33番窓口)

北区社会福祉協議会

インターネットによる公表

・北区ホームページなど

(2) 集計結果

- 受付件数：0件

持参	ファックス	メール
0	0	0

- 意見件数：0件

用語解説(本計画内に掲載しているもの)

あ行

- アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。地域福祉では、手を差し伸べる活動を示す。

- いきいき百歳体操

手首足首におもりをつけ、DVDを観ながらゆっくりと手足を動かす筋力づくり運動のこと。高知県高知市が開発し、現在、多くの自治体で取り組んでいる。

- SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

2015年9月、SDGsの前身であるMDGs(ミレニアム開発目標)を継承し、国連で採択された。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

●LGBTQ+ (エルジービーティーキュープラス)

レズビアン・ゲイ (同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生物学的な性と、自分で認識している性が一致していない人)、クエスチョニング (性自認を決められていない人、決まっていない人)、プラス (「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性) の頭文字。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ (性的マイノリティ、性的少数者) と呼ばれており、その総称としてLGBTQ+などが使われることがある。

●大阪市版ネウボラ・北区版ネウボラ

妊娠、出産や子育てに関して、誰に相談していいのかわからない、どこに相談していいのかわからないという声もある中、その方に必要な支援につながるように、自分の住んでいる地区を担当している保健師がいることを周知し、地区担当保健師との顔の見える関係づくりと、家族ぐるみの支援を継続的に実施する取り組みを推進し、全ての子育て家族にとって安心して気軽に相談できる場をめざして「大阪市版ネウボラ(注)」「北区版ネウボラ(注)」を実施しています。

(注)「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とそのための地域拠点そのものも指しています。

か行

●北区社会福祉協議会 (略語表記: 区社協)

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体。区内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、区内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っている。

●北ワハハ体操

少しでも、楽しく体を動かす機会を作っていただくため、大阪市北区在宅リハビリテーション連絡会のご協力のもと、どこでも気軽に行えるシニア向けの体操を北区社会福祉協議会が開発。シニアに限らず、大人も子どもと一緒に歌いながら楽しめる内容になっている。

●区民

北区の住民、区内に通勤・通学する人、北区の市民活動に関わっている人など、北区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用している。

●権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

●子育てサロン

身近な地域で、子育て家庭の親子など地域の人々が、さまざまな活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、情報を交換するなど、お互いに支え合う活動のこと。地域の集会所や学校の空き教室などで、子育て中の方、民生委員・児童委員、ボランティア等で運営されている。

●こども110番

いざというときに子どもたちが逃げ込む所のこと。地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進している。この運動は、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったら、「こども110番の家」の旗を掲げている家に駆け込み、助けを求めることで、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするもの。北区では北区青少年育成推進会議、区内警察署、区役所が協働で取り組んでいる。

●コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

制度のはざまにある要援護者を地域で支えるため、個別の支援を行いながら、地域のさまざまな機関と連携・協働し、その人が望む地域での暮らしをサポート。

また、福祉課題の発見やニーズ把握、福祉情報の提供、要援護者を支援するためのネットワークの構築・調整などを行っている。

さ行

●障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援している。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じている。さらに、各区地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携を深めるなどにより、地域における相談支援体制の強化に努めている。

●小地域福祉活動計画

地域社協・連合振興町会や民生委員・児童委員協議会、企業・事業所などと策定する地域福祉の活動計画で、社会福祉の視点を中心に、「こんなまちにしていこう」という具体的な実践活動のあり方、その達成の道筋をまとめたもの。「小地域」は、本計画では地域社会福祉協議会の範囲を指している。

●スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童・生徒の問題に対して、保護者や教員と協力しながら課題の解決を図る専門職。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神疾患などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た行

●単独世帯

世帯人員が一人の世帯のこと。

●地域活動協議会

校区など地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどさまざまな分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された組織のこと。

●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事(ごと)』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

●地域社会福祉協議会(略語標記:地域社協)

住民の発意と参加によって組織され、それぞれの地域(小学校区)における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話し合い、すべての人が楽しく、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして取り組まれている組織。北区は、19の地域社協が組織されており、各種団体によって構成され、社会福祉施設、企業などが参画している地域社協もある。

●地域福祉コーディネーター

区内の各地域内の福祉に関する相談や福祉の制度につなぐ役割を担い、支援の必要な方の見守りや、関係機関とのパイプ役も果たしている。

各地域の集会所などを拠点として、業務を行っている。

●地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり(地域包括ケア)を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、(1)高齢者とその家族のための身近な相談窓口、(2)地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、(3)介護予防のためのケアプラン作成などがある。

な行

●認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。北区では区社協が事務局を担い、子どもから大人まで、地域住民だけでなく企業や学生を対象に認知症サポーター養成講座に取り組んでいる。

は行

●はつらつ脳活性化教室

北区では、平成22年度から「はつらつ脳活性化プロジェクト事業（認知症予防事業）」に取り組んでいる（北区独自事業）。「頭を使う」「体を整える」「心を動かす」の3要素を、バランスよく無理なく、効果的に実施していく認知症予防プログラムを開発。このプログラムに基づく「はつらつ脳活性化教室」が区内のさまざまな地域で開催されている。

●バンパープール

単なるミニビリヤードではなく、正式なビリヤードからも独立した独自の国際的なゲーム。テーブル上にある独特の数個の障害クッションを活用しながら、5つの持ち玉を相手側にある自ホールに相手より先に入れるかを競う知的なゲーム。

●PDCA（ピーディーシーエー）

事業を継続的に改善する仕組み。計画（Plan=P）、実行（Do=D）、点検（Check=C）、見直し（Action=A）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法のこと。

●フードドライブ

家庭にある保存可能な食品を募り、食品を必要としている生活困窮者支援団体や個人などに寄付するための活動のこと。

●ふれあい喫茶

地域でお住まいの方々が、気軽に集まって交流することでつながりを深めるために、地域の集会所や老人憩の家などで実施している活動のこと。地域住民の福祉活動の拠点としてボランティアにより運営されている。

●フレイル予防

年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいう。虚弱状態。早期に介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手のこと。民生委員は民生委員法で定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されている。

わ行

●ワークショップ

体験型講座



大阪市北区
マスコットキャラクター
すーちゃん

第3期大阪市北区地域福祉計画 2025(令和7)年3月 策定



大阪市北区
マスコットキャラクター
のんちゃん

発行 大阪市北区役所(担当:福祉課)
連絡先 〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号
電話:06-6313-9857 FAX:06-6313-9905
E-mail: ta0006@city.osaka.lg.jp
ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kita/>
協力 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

大阪市北区
ホームページは
こちら



大阪市北区
地域福祉計画は
こちら

